$\overline{}$	民事
(5)	等欠
igotimes	语 合

等ク	7損金の損	価換えが行われ 金算入及び解散 する明細書	る場 の場	易合以外の 易合の欠損	再生 金の		業度					法人名				
債	債務の免	除を受けた金額	1			円	所	得	金	額	差	引計				円
務免除等による利益の	私財提供	を受けた金銭の額	2				((5	川表	∐ Г37∂	D(1)		7))又は)ー((別 0.2)	9			
		供を受けたの資産の価額	3				当	ļ	胡	控	贸	新額	10			
内訳	(1)	計 +(2)+(3)	4				((4)	(8)	と(9)	のう	ち少な	い金額)				
欠損	前期以前 連結事業年 た欠損金額	終了の時における の事業年度又は 度から繰り越され 及び個別欠損金額	5				調整	を前の	の欠割	員金の	の翌其	月繰越額	11			
金額	資 本 (別表五	終了の時における 金 等 の 額 (一)「36の④」) スの場合は0)	6	Δ					(1	.3の言	+)					
等の計	欠 損 災害損失	金 又 は 金の当期控除額 ニ(一)「4の計」)	7				欠損	金額	iから7	ないも	っのと	する金額	12			
算		欠 損 金 額 - (6) - (7)	8				(((10) と	(11) O	うち	少ない	・金額)	12			
		3	ኢ	損金の	꽢	期	繰	越	額	の	調	整				
調整前の欠損金の翌期繰越額発生事業年度 (別表七(一)「3」-「4」)			当該	発生 該発	三事第 後生事	美年月 事業年	度の(1 拝度前	3) と jの(1	((12)	差引力			翌 其	越額		
		13	13						14			15				円
	• •															
	• •															
	計															

別表七(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第2項(会社更生等に よる債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第17条第 1項《被災法人について債務免除等がある場合の評価損 益等の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含 み、法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合 を除きます。以下同じ。)の規定の適用を受ける場合(措 置法第67条の5の2第1項(中小企業者の事業再生に伴 い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損 益等の特例》の規定の適用を受ける場合を含みます。以 下同じ。) 若しくは法第59条第3項の規定の適用を受け る場合、平成27年改正前の法(以下「平成27年旧法」とい います。) 第59条第2項(会社更生等による債務免除等 があった場合の欠損金の損金算入》(震災特例法第17条 第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、平 成27年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する 場合を除きます。)の規定の適用を受ける場合又は平成 25年改正前の法(以下「平成25年旧法」といいます。)第 59条第2項《会社更生等による債務免除等があった場合 の欠損金の損金算入》(平成25年改正前の震災特例法(以 下「平成25年旧震災特例法」といいます。)第17条第1 項(被災法人について債務免除等があった場合の欠損金 の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用する場 合を含み、平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場 合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受ける 場合に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は 連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金 額5」には、当期の別表五(一)の「期首現在利益積立金額 ①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス (△)である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七(一)の「3の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。

3 「適用年度終了の時における資本金等の額6」は、 法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合につい てのみ記載します。

「所 得 金 額 差 引 計

((別表四「37の①」) - (7))又は
((別表四「37の①」) - (7) - ((別表四「37の①」) - (7) - ((別表四「37の①」) - (4))×0.2)

載します。

(1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあって は、「又は((別表四「37の①」)-(7)-((別表四「37 の①」)-(4))×0.2)」を消します。

- (2) 平成27年4月1日前に開始した事業年度で、平成25年4月1日以後に平成27年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に措置法第67条の5の2第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、「計(1)+(2)+(3)4」の金額が別表四「37の①」の金額以上であるとき、又は次に掲げる法人に該当するときは「又は((別表四「37の①」)-(7)-((別表四「37の①」)-(4))×0.2)」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「((別表四「37の①」)-(7))又は」を消します。
 - イ 平成27年旧法第57条第11項各号《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》に掲げる法人 (特定目的会社、投資法人及び受託法人(法第4条の7《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定 する受託法人をいいます。)を除きます。)
 - ロ 措置法第67条の14第1項第1号(特定目的会社に 係る課税の特例)に掲げる要件を満たす特定目的会 社
 - ハ 措置法第67条の15第1項第1号(投資法人に係る 課税の特例)に掲げる要件を満たす投資法人
 - ニ 措置法第68条の3の2第1項第1号(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人
 - ホ 措置法第68条の3の3第1項第1号《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人
- (3) 平成25年4月1日前に平成25年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第17条第1項各号に掲げる事実が生じた場合(当該事実が生じた法人について同日以後に震災特例法第17条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合を除きます。)にあっては、「又は((別表四「37の①」)ー(7)ー((別表四「37の①」)ー(4))×0.2)」を消します。
- (4) 法人が法第59条第3項の規定の適用を受ける場合に あっては、「又は((別表四「37の①」)-(7)-((別表四 「37の①」)-(4))×0.2)」を消します。
- 5 当 期 控 除 額 10」は、法人が ((4)、(8)と(9)のうち少ない金額) は、法人が 法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、「(4)、」 を消します。
- 6 「11」から「15」までの各欄は、平成27年4月1日以後 に開始する事業年度において法第59条第2項の規定の適 用を受ける場合には、記載を要しません。